



今月号のテーマ

- お知らせ～確定申告について～
- せっかくの確定申告の時期ですから、、、(関川)
- 消費税経過措置について(木村)
- 国外財産調書について(森本)

お知らせ～確定申告について～

今年も確定申告の時期が近づいてきました。毎年のことではありますが、税制改正等により異なる取り扱いもございます。確定申告が必要な方や確定申告で還付を受けられる方は、ご不明点等がございましたら弊社までお気軽にお問い合わせ下さい。今年の申告納付期限は下記の通りです。

【所得税】3月16日(月) 【消費税等】3月31日(火) 【贈与税】3月16日(月)

*振替納税の場合の納付期限(振替日)は、所得税4月20日(月)、消費税等は4月23日(木)です。

せっかくの確定申告の時期ですから、、、(関川)

いよいよ確定申告の時期がやってきました。確定申告の目的は「税金の計算をすること」なのですが、それだけで終わらせてしまっただけでは、もったいないです。もう少し突っ込んで、以下のようなことも考える機会としてみてはいかがでしょうか?

1. 売上を増やすための営業対策

事業所得の方は、平成26年度の損益を反省して、平成27年度以降の売上を増加させるために、どのように行動していくべきか等を「損益計算書」を眺めながら検討してはいかがでしょうか?その際に、マーケティングについて考えてみることもオススメいたします。

2. 経費削減

事業所得の方は、損益計算書から経費削減できないか検討してみる必要があります。平成26年度は無駄な経費はありませんでしたか?削減できそうな経費をピックアップして、他の業者を使う・代替品を使う等の検討をしてみてはいかがでしょうか?10万円の削減ができれば、一般的な小売業でしたら30万円の売上を上げることと同じ効果があります。

3. 財産・負債の把握

不動産所得者の方や事業所得者の方は「貸借対照表」を作成することで、ビジネス上の財産や負債の状況を把握することができます。せっかくですから、ビジネス上だけでなく、プライベートの財産や負債も含めて現在の状況を把握してはいかがでしょうか?

「3年後には預貯金を倍にしたい」「5年後には住宅ローンが完済できるぞ」という目標を立てることで仕事に対するモチベーションを上げることができるかもしれません。

また、「今、自分が亡くなったら相続税はかかるのだろうか?何か相続対策する必要はないのだろうか?」といったことを考える良い機会かもしれません。

我々は、確定申告の作業に留まらず、上記のような更に突っ込んだご相談についても対応しております。ご興味のある方は、弊社までお問合せください。

消費税経過措置について（木村）

過去のトレンドニュース 136 号増刊号、143 号でもお伝えしておりますが、今後、消費税の申告を予定されている法人・個人事業主の方に、消費税率変更に伴う留意点について再度ご案内致します。

○消費税経過措置の内容

①工事、ソフトウェアの請負	平成 25 年 9 月 30 日までに契約を締結したもので、平成 26 年 4 月 1 日以降に引渡しがあったものは 5%となります。相手方に対して 5%の税率を適用した旨を書面で通知することとされております。
②旅費交通費	平成 26 年 3 月 31 日までに購入した切符代、定期代で平成 26 年 4 月 1 日以降に使用するものは 5%となります。
③水道光熱費	平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 4 月 30 日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの（例：電気代、ガス代）と平成 26 年 4 月 30 日後に初めて権利が確定するもの（例：水道代）は 5%となります。
④リース取引	平成 25 年 9 月 30 日までに契約を締結したもので、平成 26 年 3 月 31 日までに開始したリース契約は平成 26 年 4 月 1 日以降も引続き 5%となります。
⑤地代家賃	平成 25 年 9 月 30 日までに契約を締結し、引続き賃貸借したもので、一定の要件を満たすものは平成 26 年 4 月 1 日以降も引続き 5%となります。

契約書、請求書、領収書等をしっかり確認し、場合によっては見直すことも含めて申告をすすめていきましょう。平成 27 年 10 月 1 日から予定されていた消費税率 8%から 10%への引き上げは平成 29 年 4 月からとなりました。今回の消費税率変更ではうまく対応できなかった方は次回の変更に向けた準備も必要ですね。

国外財産調書について（森本）

居住者（「非永住者」の方を除きます。）の方で、その年の 12 月 31 日において、**その価額の合計額が 5,000 万円を超える国外財産を有する場合には**、「国外財産調書」を、その年の翌年の 3 月 15 日までに、所轄税務署長に提出しなければなりません。

◆国外財産調書とは

国外にある財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した調書をいいます。

◆国外にあるとは

財産の種類ごとに判断し、不動産や動産であればその所在が国外にあるかどうか、預金や有価証券等であればその口座や預け入れ先が国外にあるかどうかで判断します。

◆国外財産の価額とは

その年の **12 月 31 日における時価等**とすることとされ、円換算は**同日の外国為替の売買相場**によることとされています。

◆提出期限内に提出した場合には

国外財産調書に記載がある国外財産に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときであっても、その国外財産に係る**過少申告加算税等が 5%軽減**されます。

◆提出期限内に提出しなかった場合又記載すべき国外財産の記載がない場合には

その国外財産に関して所得税の申告漏れが生じたときは、その国外財産に係る**過少申告加算税等が 5%加重**されます。

◆偽りの記載をして提出した場合又は正当な理由がなく提出期限内に提出しなかった場合には

1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処されることがあります。

【高槻事務所】 TEL 072-686-5131 【大阪事務所】 TEL 06-6654-6805 【京都事務所】 TEL 075-354-8455

イースリーパートナーズみんなのブログ更新中です <http://e3-partners.seesaa.net/>